

公益財団法人日本郵趣協会

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本郵趣協会(以下「当協会」という)定款第50条第2項に基づき会員に関し、必要な事項を定める。

(会員の種別)

第2条 当協会の会員は、以下のとおりとする。

- (1) 名誉会員
- (2) 終身維持会員(正会員)
- (3) 維持会員(正会員)
- (4) 正会員
- (5) 普通会員
- (6) ジュニア会員

(名誉会員)

第3条 当協会に多大な功労があり、理事会で推薦された方(個人)。資格は終身とし、物故者についても理事会の議決により、その名を留めることができる。

(終身維持会員)

第4条 維持会員として5年以上、または正会員として10年以上在籍し、規定以上の会費を納付された方(個人)。理事長の認証を要する。

(維持会員)

第5条 当協会の目的、事業に賛同して入会した、特に財政安定化に積極的に貢献する方(個人または法人)。法人の場合は、理事長の認証を要する。

(正会員)

第6条 当協会の目的、事業に賛同して入会した、特に財政安定化に貢献する方(個人)。

(普通会員)

第7条 当協会の目的、事業に賛同して入会した方(個人)。

(ジュニア会員)

第8条 当協会の目的、事業に賛同して入会した満16歳未満の方(個人)。

(入会手続)

第9条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書に会費を添えて提出しなければならない。

(会員間の移動)

第10条 会員は、所要の手続きを経て、会員の種別を変更することができる。

(会費及び入会金)

第11条 会員は、次の会費及び入会金を納入しなければならない。

- (1) 名誉会員 会費免除

- (2) 終身維持会員 一括50万円以上(申込み時点において満65歳以上の場合は一括30万円以上)
- (3) 維持会員 年額26,000円(入会金1,000円)
- (4) 正会員 年額13,000円(入会金1,000円)
- (5) 普通会員 年額7,000円(入会金不要)
- (6) ジュニア会員 年額4,000円(入会金不要)

2 会費は前納とし、納入の方法は別に定める。前納された会費は原則として返還しない。

(会費等の使途)

第12条 会費及び入会金は、毎事業年度における合計額の50%以上を公益目的事業に使用する。

(会員の特典)

第13条 会員は、当協会の実施事業について次の便益を受けることができる。

- (1) 当協会が発行する機関誌の入手
- (2) その他、当協会が行う諸事業に関する情報の入手

(会員の資格喪失)

第14条 会員が次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 会費を継続して3か月以上納入しなかったとき
- (2) 当該会員が死亡したとき

(退会)

第15条 会員は所定の届出によって、任意に退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費及び入会金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(除名)

第16条 会員が次のいずれかに該当する場合は、理事会の決議を経て、除名することができる。この場合、当該会員に対し、事前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款及び本規程その他当協会の規程に違反したとき
- (2) 当協会の名誉を傷つけ、又は当協会の目的に反する行為があったとき

(改正)

第17条 この規程の改正は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

- 1. この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。(2010年10月30日理事会決議)
- 2. 特例財団法人日本郵趣協会が施行した会員規則(以下「旧規則」という)は廃止する。
- 3. 旧規則による会員及び会費については、この規程により行われたものとみなす。
- 4. 一部改正(2013年12月14日、第20回理事会議決)